

鳥取県准看護師試験受験資格認定要領

1 目的

この要領は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 22 条第 4 号の規定に基づき、鳥取県が行う准看護師試験の受験資格認定に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を得た者のうち、鳥取県准看護師試験を受験しようとする者。

3 審査方法

県は、審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の准看護師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

4 認定基準

県は、次の（１）から（７）までの認定基準をすべて満たした者に対し、鳥取県准看護師試験受験資格認定を行う。

（１）外国看護師学校養成所の修業年限等

以下のアからウまでの認定基準による。

ア 外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年限 9 年以上）、又は同等と認められる者

イ 外国看護師学校養成所の修業年限

2 年以上

ウ 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

11 年以上、又は同等と認められる者

（２）教育科目の履修時間

履修時間の合計が 1,890 時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する基礎分野、専門基礎分野、専門分野の時間数を概ね満たすこと。

（３）教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。

（４）当該国の判断

当該国、又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること。

（５）外国看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無

原則として取得していること。

（６）当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験制度

国家試験、又はこれと同等の制度が確立されていること。

(7) 日本語能力

日本の中学校や高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1（平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級を含む。以下同じ。）の認定を受けていること。

5 申請書類

申請にあたって、申請者は次の(1)から(14)までの書類を鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課に提出するものとする。

(1) 鳥取県准看護師試験受験資格認定願（様式1）（学歴は、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業までの入学・卒業年次を、各々の学校について西暦で記入すること。）

(2) 本人確認書類

次のアからエまでの書類のうち、いずれか一つを提出すること。（原本確認のため、原本を持参すること。）

ア 住民票の写し（申請前6か月以内に発行されたもので、本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されており、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第5項に規定する「個人番号（マイナンバー）」が記載されていないものに限る。）

イ 特別永住者証明書

ウ 在留カード（「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第76号）」の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）

エ 戸籍抄本又は戸籍謄本（日本国籍を有する者に限る。申請前6か月以内に発行されたものに限る。ただし、申請書類提出時、出願時、受験時のみ日本へ入国する者の場合は、パスポートの原本を持参し、パスポートの写しを提出すること。）

(3) 医師の診断書（様式2）（日本の医師資格を有する者により、申請前1か月以内に発行されたものに限る。）

(4) 外国で取得した有効な看護師免許証の写し

(5) 外国における資格試験の合格証の写し、又は合格証明書

(6) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し、又は卒業証明書

(7) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し、又は学業成績証明書

(8) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。）

(9) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則における准看護師教育内容と卒業した外国看護師学校養成所の履修科目及び時間数の対照表（様式3）（履修科目は基礎科目、専門基礎科目、専門科目の別がわかるように記載すること。また、講義と臨地実習を区別すること。）

- (10) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（様式4）（卒業当時の状況を記載し、「年月日時点」欄の日付もその当時のものであること。なお、他の書類により施設現況書に相当する内容を証明できる場合は省略できるものとする。）
- (11) 外国で看護師免許を取得した者にあつては、その根拠法令の関係条文の抜粋
- (12) 卒業した外国看護師学校養成所が当該国、又は州政府などによって正式に認可されたものである証明（卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット等）。
- (13) 日本の中学校・高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1の認定書及び成績書の写し、又は認定結果及び成績に関する証明書
- (14) 中国の看護師免許を有する者にあつては、専門技術資格証書及び看護師就業証書

6 審査結果の通知

審査の結果、鳥取県准看護師試験受験資格を有することが認定された場合は、鳥取県准看護師受験資格認定書を交付する。

鳥取県准看護師受験資格を有することが認められなかった場合は、その理由を付し、書面にて通知する。

附 則

この要領は、令和元年8月13日から施行する。

この要領は、令和6年11月7日から施行する。

別紙

鳥取県准看護師試験受験資格認定申請に伴う留意事項

※作成上の注意

- 1 申請書類の部数は1部とする。
- 2 申請書類の(1)、(3)、(9)及び(10)は、所定の様式に日本語で記載すること。
- 3 申請書類のうち外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。翻訳中の固有名詞を含めてすべて日本語（ひらがな、カタカナ、常用漢字）で記載すること。
- 4 申請書類の(4)から(8)まで及び(10)から(12)までについては、申請書類と日本語訳の両方について、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 5 申請書類の(4)から(7)まで及び(14)については、それぞれ原本を持参すること。（原本は照合後に返還する。）
- 6 外国籍の者の氏名についてはアルファベット表記とすること。（参考として原語の併記可）
- 7 日本国籍の者の氏名は日本語（常用漢字、ひらがな、カタカナ）表記とすること。
- 8 住民票の写しを提出する場合は、マイナンバー（個人番号）が記載されていないものに限る。

※申請時の留意点

- 1 申請は、必ず本人が行うこと。郵送及び代理人による申請は受理しない。
- 2 申請は、毎年5月1日から9月30日までの期間で受け付けする。ただし、9月30日が土日祝日に当たる場合は、直前の平日を締切日とする。
- 3 申請書類の提出に当たっては、必ず事前に予約をすること。
- 4 申請時には、申請書類以外に写真付きの身分証明書を持参すること。
- 5 申請書類に不備がある場合は申請を受理できないので、申請書類に不足や不備がないか確認すること。なお、提出する書類等については、「鳥取県准看護師試験受験資格認定申請書類等チェックリスト」により内容をチェックの上、申請書類に添付すること。チェックリストに記入がない場合、対応できないので注意すること。

《申請及び問い合わせ先》

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課医療人材確保室

[住所] 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

[電話] 0857-26-7204